## フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート!

## 発注業者が満たす要件(※)に応じて、以下の内容が義務付けられます

義務項目	具 体 的 な 内 容
① 書面等による取引条件 の明示	業務委託をした場合、 <b>書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること</b>
② 報酬支払期日の設定・ 期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと
	●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・ <b>虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならない</b> こと ・ <b>内容を正確かつ最新のものに保たなければならない</b> こと
⑤ 育児介護等と業務の 両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
⑥ ハラスメント対策に係る 体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の 事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理 由の開示を行わなければならないこと

<sup>※</sup> **発注事業者の要件や義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております**。詳細な法律等の内容や最新の情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<sup>※</sup> 項目①~③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④~⑦については、愛媛労働局までお問合せください。